

岩手県教育委員会教育長告示第7号

岩手県教育委員会が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成11年岩手県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年7月6日

岩手県教育委員会

教育長 菅野洋樹

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 財団法人岩手育英奨学会（昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。）、<u>財団法人岩手県文化振興事業団（昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>及び<u>財団法人岩手県スポーツ振興事業団（昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>をいう。</p> <p>(2) 文書等 実施団体の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施団体の役職員が組織的に用いるものとして、当該実施団体が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 財団法人岩手育英奨学会（昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。）、<u>公益財団法人岩手県文化振興事業団及び公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u>をいう。</p> <p>(2) 文書等 実施団体の役職員（<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第170条第1項に規定する評議員を含む。以下同じ。</u>）が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施団体の役職員が組織的に用いるものとして、当該実施団体が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	